

## 平成 25 年度税制改正大綱について

### 平成 25 年度税制改正大綱の公表

平成 25 年 1 月 24 日に自由民主党・公明党による平成 25 年度税制改正大綱が公表されました。大きな流れとしては、日本経済の再生を目的とした中小企業を含む法人に対する実質的な減税政策の推進と、社会保障の安定財源の確保（税収の確保）を目的とした個人（特に富裕層）に対する増税政策の推進、ということができるといえます。

### 法人課税に関する改正

平成 25 年度税制改正大綱のなかで、法人課税に関する主な改正ポイントは以下のとおりです。

項目	概要
国内設備投資（生産設備）に関する特別償却/税額控除	取得価額の 30%の特別償却または取得価額の 3%の税額控除の選択適用が可能
雇用者給与増加に対する税額控除	雇用者給与等支給増加額の 10%の税額控除が可能
中小企業経営改善に向けた設備投資に関する特別償却/税額控除	認定経営革新等支援機関等による指導・助言により取得した器具備品等の取得価額の 30%の特別償却または取得価額の 7%の税額控除の選択適用が可能
試験研究費の税額控除の拡大	控除税額の上限を法人税額の 30%(現行 20%)に引き上げる
雇用促進税制の税額控除限度額の引き上げ	税額控除限度額を増加雇用者数一人当たり 40 万円（現行 20 万円）に引き上げる
交際費の控除限度額の引き上げ	定額控除限度額を 800 万円（現行 600 万円）に引き上げ、定額控除限度額までの損金不算入措置（現行 10%）を廃止

なお、適用時期は項目によって異なっております。原則的には平成 25 年 4 月 1 日以降開始事業年度が対象となっておりますが、時限立法のものもあり、正確な施行時期等については法案成立後に確認することが必要です。

### 個人課税に関する改正

続いて、平成 25 年度税制改正大綱における個人課税に関する主な改正ポイントは以下のとおりです。

#### 資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生し得る損害についても一切の責任を負いません。

項目	概要
所得税の最高税率の見直し	課税所得 4,000 万円超について 45%の税率を設ける
相続税の最高税率の引き上げおよび基礎控除の見直し	基礎控除について、現行の「5,000 万円+1,000 万円×法定相続人数」を「3,000 万円+600 万円×法定相続人数」に引き下げるとともに、最高税率を 55%に引き上げる
小規模宅地等の相続税の課税価格計算の特例の拡大	特定居住用地宅地等に係る特例の適用対象面積を 330 ㎡（現行 240 ㎡）までの部分に拡充する
特定公社債等の譲渡所得等の非課税の対象から除外	特定公社債等の譲渡による譲渡所得等について 20%の税率（現行、非課税）による申告分離課税の対象とする
上場株式等の軽減税率の廃止	上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る 10%軽減税率は平成 25 年 12 月 31 日をもって廃止する
教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置	受贈者 1,500 万円/人までの金額につき贈与税を課さない（30 歳に達した際に、教育資金として支出されなかった残額がある場合は贈与税を課税する）
事業承継税制の要件緩和	経営承継相続人を親族とする要件の撤廃、雇用確保要件の緩和等

上記の他、住宅ローン減税の延長などもあり、大きな流れとしての増税方向のなかでも、個別には個人への実質的な減税措置も含まれており、個別の事例に応じて税制改正の影響を検討することが必要だといえます。

なお、適用時期については法人課税と同様に項目により異なっております。正確な施行時期等については法案成立後に確認することが必要です。

### 今後のながれと対策

このたびの平成 25 年度税制改正大綱で記された明確な税制のながれは、今後しばらくは変更されない可能性が高いと思われます。これを機に自社の成長のための税務戦略の再考や、個人の財産の保全・事業承継を含む次の世代への財産移譲についての検討もされてはいかがでしょうか。（文責：齊藤）

資料に関するお問い合わせ  
税理士法人 青山トラスト 広報企画室  
Email : [info@aotaf.jp](mailto:info@aotaf.jp)